

○奈良県警察捜査指揮規程

(昭和33年12月25日本部訓令第10号)

この規程は、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）に基づき、警察本部長又は警察署長が行う捜査指揮に関する必要な事項を定めることを目的としています。